

5 生きものプランの推進について

この生きものプラン進め方やチェック体制を、今後どうやって行くのかな



1. それぞれの役割

市は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的、計画的に実施します。また、市の関連する戦略や計画への生物多様性の視点の導入を進めます。

関係主体と連携し、それぞれの役割に積極的に取り組めるよう、環境教育・学習の推進、情報の提供及び各主体の活動への支援やパートナーシップの構築を図ります。

- 市民、事業者、市民団体などの問い合わせの窓口となる。
- 市民、事業者、市民団体などの保全活動に対する支援や各主体間のコーディネートを行う。
- 久留米市特有の自然環境の保全や育成を行う。
- 自然環境の調査、情報の発信を行う。
- 農業などにおいて、多面的機能が発揮されるような整備を促進する。

市民団体は保全活動の展開、生物多様性の正しい知識の普及、地域の生きもの専門家として、地域の生物多様性に関するモニタリング等へ積極的に参加します。

- 自然環境の保全活動や自然観察会などを企画する。
- モニタリングで得た、生息状況の情報提供を行う。
- 行政・学校などの生物多様性の保全の取組みを支援する。

教育機関は、生物多様性の保全と持続可能な利用に必要な人材の育成に努めます。他の主体と協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。

- 環境学習を通じて、生態系を保全することの重要性を教育する。
- 自然とのふれあいの場を多く持ち、自然への理解のある人材を育成する。

事業者は環境配慮型事業を展開するとともに環境保全活動への協力などCSR活動を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する役割があります。

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、事業活動において生物多様性の保全・再生への取組みを実施します。
- 生物多様性に配慮した、原材料を選択する。
- 工場の敷地内や所有地での生物多様性保全活動を実践する。

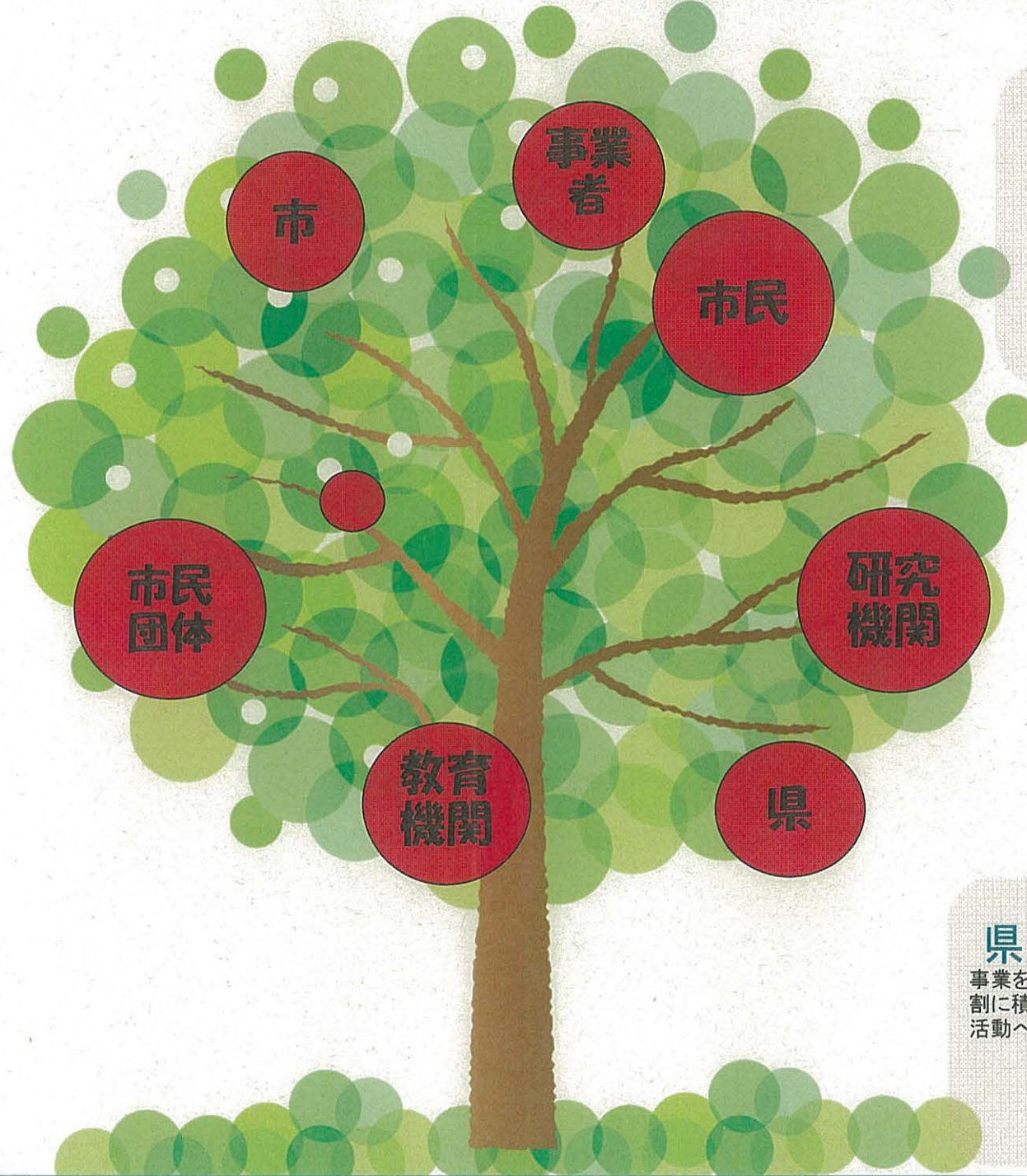
市民は、生物多様性と暮らしの密接な関連を学び、環境に配慮した暮らしを実践します。他の主体と協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。

- 自然体験を通じて豊かな生物多様性を実感する。
- ペットは最後まで責任を持って飼育する。
- 消費者として、環境や生物多様性に配慮した商品を選択する。
- 募金、寄付を通じた活動支援を行う。

研究機関は、生物多様性の未解明な部分について科学的知見の充実に努めます。

- 生物多様性に関する調査・研究を進める。
- 生物多様性に関する専門的な助言・指導を行う。
- 市民や市民団体などが行う学習会の支援や保全活動への助言指導を行う。

県は、福岡県生物多様性戦略に沿った総合的な事業を展開します。関係主体と連携し、それぞれの役割に積極的に取り組めるよう、情報の提供や各主体の活動への支援を行います。



自然とふれあい、自然と生きるまちくるめでは、事業者・市民団体・市などの各主体が生物多様性の保全に果たす役割を理解し、実行しています。どのような、役割があるかな？



2.生きものプランの進行管理と推進体制について

(1)環境審議会

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置しており、学識経験者や市民などの代表者で構成されています。

生きものプランの進捗管理を行うとともに、策定・見直しの際には、専門的かつ広範な見地から調査・審議を行います。

(2)庁内推進体制

生きものプランの推進のため、庁内組織である「久留米市環境保全都市づくり委員会」において、合意形成と施策や事業を推進します。また、行政の各分野において生物多様性の保全や事業が効果的に実施されるよう、総合調整と組織連携に努めます。

(3)指標による進行管理

生きものプランの進捗状況を、4章にあげた指標により管理していきます。

(4)生きものプランの普及・啓発

生きものプランを効果的に推進するため、積極的な広報や普及啓発資料の作成・配布などを行います。また、インターネットなど多様なメディアによる情報の発信を行うなど、広く生きものプランの浸透を図ります。

(5)PDCAサイクル

生きものプランの推進にあたっては、

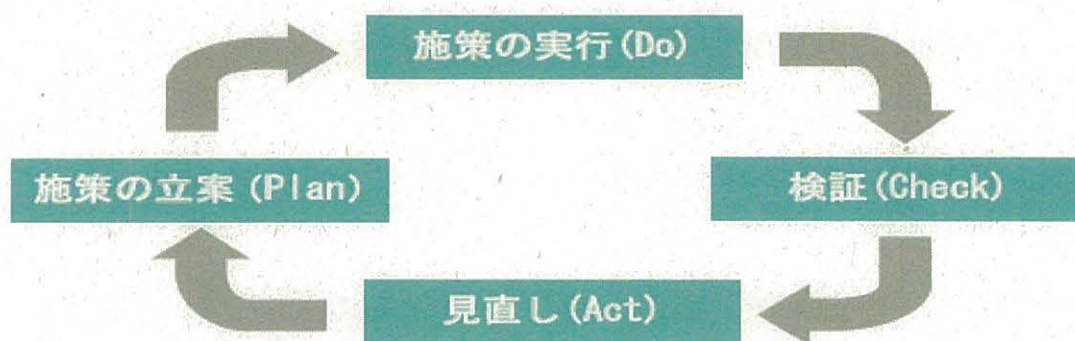
「Plan(計画)」

「Do(実施)」

「Check(点検)」

「Action(見直し)」

の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を図っていきます。



戦略の進行管理におけるPDCAサイクル

生きものプランを実効性のあるものとするため、市民、事業者、市民団体、研究機関、教育機関、行政の全ての主体が、それぞれの責任と役割を認識し、協働しながら、生物多様性保全の取組みを着実に進めていかなければなりません。



久留米市生物多様性地域戦略検討委員会設置要綱

(制定 平成28年4月1日)

(目的)

第1条 生物多様性基本法（平成20年6月6日法律第58号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、久留米市生物多様性地域戦略（以下「戦略」）を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、久留米市生物多様性地域戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 戦略の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、戦略に関すること

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、戦略策定までとする。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長1名を置く。

- (1) 委員長は、委員の互選によって定める
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

(意見の聴取)

第7条 委員会において必要があると認められるときは、その会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、久留米市環境部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

別 表

委員名	役職等
藤田 八曜	久留米大学 名誉教授、大学院客員教授 久留米市環境審議会 会長
中嶋 裕之	久留米工業高等専門学校 教授 環境審議会 委員
藤田 直子	九州大学大学院芸術工学研究院 准教授 環境審議会 委員
永松 千枝	久留米市女性の会連絡協議会 副会長 環境審議会 委員
執行 則子	市民代表 元スローフード協会 副理事 元環境審議会 委員
内田 良一	教育委員会 学校教育課 指導主事 (小学校理科担当)
今田 利満	環境部長